

「各務原市まちづくり推進課」フェイスブックページ運用要項

(令和4年5月18日決裁)

(目的)

第1条 この要項は、各務原市市長公室まちづくり推進課が Facebook（以下、「フェイスブック」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フェイスブック SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、利用者の近況を表す文章や写真・動画、ウェブサイトのリンクをインターネット利用者に公開する手段をいう。

(2) フェイスブックページ まちづくり推進課が運用するフェイスブックをいう。

(3) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(4) 運用ポリシー フェイスブックの運用方針や取り決めをいう。

(5) 投稿 フェイスブックに文章や写真等を公開する行為および公開された文章や写真等をいう。

(6) いいね 他の利用者の投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。

(7) コメント 他の利用者の投稿に対して文章で返答することをいう。

(8) シェア 他の利用者の投稿を引用し、自分のコメントを付けて投稿することなど、他アカウントと情報を共有することをいう。

(運用主体)

第3条 フェイスブックページ（以下、「当ページ」という。）の運用主体はまちづくり推進課とする。

2 情報の作成、発信、更新、削除の決定及びページ管理者の選任はまちづくり推進課長が行うこととし、ページ管理者は、情報の作成、発信、更新、削除にかかる事務を行う。

3 アカウント名は@kkm.machidukuri とし、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体としてアカウント名を市ウェブサイト上に明示するものとする。

(運用ポリシーの策定と明示)

第4条 当ページの運用主体および発信する内容、発信方法について運用ポリシーを策

定し、当ページの基本データ欄等で明示するものとする。

(ウェブサイトとのリンク)

第5条 当ページに記載するリンクのリンク先は、原則として各務原市が運営するウェブサイトのみとする。ただし、国、県、他自治体、NPO法人、市事業参加団体等が開設したウェブサイトで、特にまちづくり推進課長が認めるものはこの限りでない。

(ページの停止または削除)

第6条 当ページでの情報発信が困難になった場合、その理由を市ウェブサイトにも明記し、必要と認められる期間周知を図った上で、当ページを停止又は削除するものとする。ただし、当ページを継続することで、利用者または市にとって著しい不利益が生じると認められた場合は、直ちに当ページを削除することができる。

(その他)

第7条 この要項の実施について必要な事項は、まちづくり推進課長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。